

Public Information Furubira

広
報

ふるびら

2018[平成30年]



目次	人事行政の公表	2
	空き家条例施行	5
	社会を明るくする運動	6
	町の出来事	8
	お知らせ	10
	150年記念事業	12

8月7日 幼児センター七夕まつり

町の人事行政の 運営などの状況を 公表します！

古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、平成29年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

1 職員数の任免および職員数に関する状況

(1) 平成29年度の採用と退職の状況

職種	採用	退職		
		定年	勲奨	自己都合
一般行政職	6人	2人	1人	4人

(2) 職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	28年度	29年度		
一般会計	66	67	1	保育士欠員補充
特別会計	9	8	△1	
合計	75	75	0	

2 職員の給与について

(1) 人件費の状況（平成29年度一般会計決算見込）

歳出額	人件費	人件費率	(参考)
A	B	B/A	28年度人件費率
41億6500万円	5億3100万円	12.8%	13.3%

人件費とは

議員や委員の報酬、特別職の給与、職員給与、共済費、退職手当組合負担金などです

(2) 職員給与費の状況（平成29年度一般会計決算見込）

職員数	給与費				一人あたり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
A				B	B/A
66	2億1819万円	2909万円	8332万円	3億3061万円	500万円

※千円以下切り捨て

職員給与費とは

毎月支給される給料・扶養手当・住居手当・通勤手当などの各種手当と民間の賞与（ボーナス）にあたる期末勤勉手当と冬期間の燃料手当にあたる寒冷地手当を合わせたものです
※職員手当には退職手当組合負担金を含みません

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

一般行政職

(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
古平町	39.5歳	290,600円	328,039円	298,738円
北海道	44.4歳	328,317円	392,359円	370,658円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	40.7歳	292,487円	334,173円	317,174円

給与とは

給料に扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を加算したもので地方公務員給与実態調査から明らかにされているもの

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数			
		10年	20年	30年	
一般行政職	大学卒	178,200円	251,450円	339,350円	384,500円
	高校卒	146,100円	—	333,000円	363,300円

※職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます

国ベースとは

国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものの

(5) 職員の諸手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(平成28年度)

区分	1人あたり 平均支給額	支給割合		加算措置の状況
		期末手当	勤勉手当	
古平町	124万円	2.6月分 (1.45月分)	1.6月分 (0.8月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5~7.5%
北海道	168万円	2.6月分 (1.45月分)	1.6月分 (0.8月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%

② 退職手当

(平成29年4月1日現在)

区分	勤続20年		勤続25年		勤続35年		最高限度額		定年前早期 退職特例措置
	自己都合	勤奨,定年	自己都合	勤奨,定年	自己都合	勤奨,定年	自己都合	勤奨,定年	
古平町	20.445	25.55625	29.145	34.5825	41.325	49.59	49.59	49.59	2~45%加算
国	20.445	25.55625	29.145	34.5825	41.325	49.59	49.59	49.59	2~45%加算

③ 時間外勤務手当

※単位 月分

	28年度決算	29年度決算見込
支給実績	1189万7000円	958万1000円
1人あたり平均支給年額	15万9000円	12万4000円

④ その他の手当

(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 10,000円 扶養親族たる子 8,000円 配偶者のない場合扶養親族たる子の内1人 10,000円 配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 配偶者及び扶養親族たる子がない場合の特定扶養親族の内1人 9,000円
住居手当	家賃23,000円までの職員 12,000円との差額全額 家賃23,000円を超える職員 超える額の1/2に11,000円を加算した額(上限27,000円)
通勤手当	運賃全額支給限度額 55,000円 交通用具(自家用車等)使用者は、通勤距離に応じて支給
管理職手当	管理職員に対して給料月額7%
休日勤務手当	祝日等の休日に勤務した場合に1時間あたりの給与額の100分の135を支給

3 職員の勤務時間その他の勤務条件について

(1) 勤務時間の状況

(平成29年4月1日現在)

始業	終業	休憩時間	閉庁日
8時45分	17時30分	60分間	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月31日から翌年1月5日までの間

(2) 休暇等の種類と内容

区分	内容
年次有給休暇	1年に20日で、20日以内の残日数を翌年のみ繰り越し可
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇 (主なもの)	結 婚 5日以内
	忌 引 死亡した親族の続柄により1~10日
	産前産後 出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで
	夏季休暇 3日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合には連続する2週間以上6月以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間

(3) 年次休暇(有給休暇)の取得状況(平成29年度)

総給与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
1,345日	594日	69人	8.6日	44.2%

4 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限及び懲戒処分の状況

区分	内容	処分状況
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率を維持することを目的として行われる不利益処分であり、免職・降任・休職・降給の四種類がある。	心身の故障による休職 3件
懲戒処分	職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合などに、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分であり、戒告・減給・停職・免職の四種類がある。	なし

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな義務や制限が課せられています。

6 職員の研修の状況について

(1) 研修の状況(平成29年度)

研修内容	受講者数
後志町村会研修（新採用）	5
後志町村会研修（2年目）	3
職員研修センター研修	2
法制執務研修（基礎・応用）	6
その他研修（人事評価等）	1

職員の研修に関しては、「古平町職員の研修に関する要綱」において定められており、業務に必要な知識又は技術を習得させるため、毎年度当初に職員研修計画をたてて実施しています。

7 職員の福祉の状況について

地方公務員法に規定されている職員の福利厚生制度は、北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会が各市町村等と協力しながら実施しています。職員はすべて共済組合と福祉協会に加入しており、各種の福利厚生制度を利用しています。また、職員は公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途中での死亡・負傷・疾病などの災害に対する補償を受けることができます。

(1) 研修の状況(平成29年度)

区分	主な内容	
共済組合	短期給付	職員や家族の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などの給付
	長期給付	退職後の年金を給付
	福祉	各種貸付、貯金、健診、保養施設運営などの事業
福祉協会	福利厚生	保養施設利用助成、入院一時金、出産祝金
	医療給付	退職後の職員のための医療費助成、入院見舞金、死亡弔慰金
	貸付	育英資金貸付、一般貸付
	生命共済	死亡・高度障害・医療入院などの保険事業

8 職員の利益の保護の状況について

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立てを行うことができます。公平委員会では要求を審査したり、不服申立てに対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。

(1) 平成29年度の後志総合振興局管内公平委員会の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	なし
不利益処分に関する不服申し立ての状況	なし
職員の苦情処理相談の状況	なし

空家等が 周辺環境に与える 危険対策のために 条例などを制定！

古平町では人口減少に伴い空き家が増加傾向にあります。それに比例して適切に管理されない空き家も増えることが予想されます。

冬期間の空き家からの道路への落雪や、屋根が壊れて周辺に危害を及ぼすような事案が発生しており、これらの問題に対応するために『古平町空家等の適正管理に関する条例』等を制定しました。

※国では平成27年5月に『空家等対策の推進に関する特別措置法』（以下「法」という。）を施行し空家対策をしています。

空家等の適切な管理は所有者等の責任

○空家等が管理不全な状態等で放置された結果、他人に損害や危害を与えた場合、その所有者等が賠償責任を問われることがあります。

○所有者等の皆さんは、定期的に空家等の状況を確認し、危険な状態にある場合は、早急に修繕や改修等をお願いします。また、敷地内の除草や樹木の剪定、屋根の雪下ろしを定期的に行うなど適切な管理を心がけてください。

○長期に渡り空家にする場合は、不測の事態に備えて、ご近所の方に連絡先を伝えておきましょう。

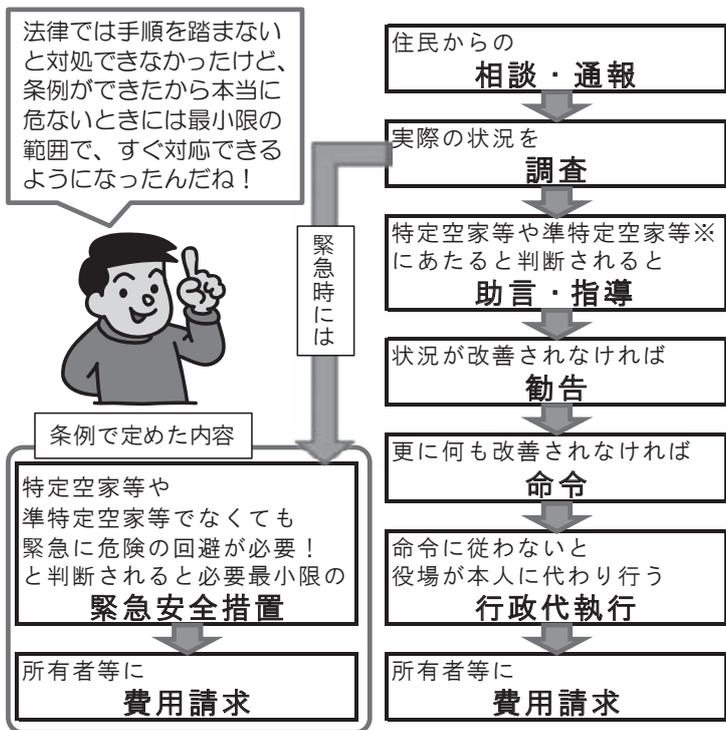
法律や条例に基づく町の対応

町は、適切な管理が行われていない状態にある空家等（※1）（特定空家等（※2）又は準特定空家等（※3））の所有者等に対し、法及び条例に基づき、適切な管理に必要な改善措置を行うよう助言、指導を行います。法で定める特定空家等に該当し、所有者等がこれに応じない場合は、**勧告**、**命令**を行います。なお、命令に応じず、放置することが著しく公益に反すると認められる場合には、町が代わりに必要な措置を行い（行政代執行）、その費用は所有者等に請求します。

空家等への対応の流れ

緊急時には

空家等の状態により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、町が必要最小限の措置（シートで覆うなど）を講じることができません。また、その費用は所有者等に請求します。



※1 「空家等」（法第2条第1項）
建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地のこと。

※2 「特定空家等」（法第2条第2項）
放置すれば倒壊等著しく保安上危険であったり衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことで著しく景観を損なっている状態の空家等。

※3 「準特定空家等」（条例第2条）
特定空家等には該当しない空家等で、適切な管理が行われていないことで、放置することが不適切な状態にある空家等。

※準特定空家は条例で定めた定義で助言や指導まで行えます。

第68回「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

犯罪や非行のない安心安全な地域社会をつくる全国的な運動である「第68回社会を明るくする運動」が行われ、強調月間である7月に様々なイベントが行われました。

車両パレード

7月9日、北後志5町村や警察など約15台の車両によるパレードが実施されました。このパレードは、明るい社会を目指し、北後志5町村が一体となって各町村を回り普及啓発するものです。



メッセージ伝達のようす

古平町住民集会

7月24日、文化会館で古平町住民集会が行われました。

集会では、約70人の参加者が社会を明るくする運動について理解を深めるDVDを視聴したほか、事前に小中学生から募集していた標語の優秀作品が発表されました。

優秀標語は応募総数144作品のうち27作品、優秀作文は応募総数13作品のうち5作品で、それぞれ本人が読み上げ、貞村町長から表彰状と記念品が手渡されました。



作品発表する児童たち

標語優秀作品

小学生

- ・ たすけあい こまつたとき こえかけて
 - ・ ともだちの えがおがふえる たすけあい
 - ・ ならばとき どうぞといって ゆずりあい
 - ・ いいところ 見あつこしよう ともだちと
 - ・ ありがとう ちゃんといおうよ げんきよく
 - ・ みんなでね いつもえがおで いいきもち
 - ・ 町の中 思いやる心 笑顔来る
 - ・ げんきにね あいさつするよ えがおでね
 - ・ ごめんねと 言ったらなかよく あそぼうよ
 - ・ みんながね 笑顔になれる 町づくり
 - ・ 笑顔さく 心のとびら ひらいたよ
 - ・ 住みやすい 明るい町を めざそうよ
 - ・ この町に みんなのえがおの 花さかせ
 - ・ 助け合い みんなでふやす ありがとう
 - ・ いじめなく みんななかよく えがおあり
 - ・ ありがとう ふえるといいな 学校に
 - ・ 「ありがとう」 みんなが笑顔になる 魔法
 - ・ 勇気出し いじめを止めよう 全員で
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 6年 | 6年 | 6年 | 5年 | 5年 | 5年 | 4年 | 4年 | 4年 | 3年 | 3年 | 3年 | 3年 | 2年 | 2年 | 2年 | 1年 | 1年 | 1年 |
| 岡本 | 福井 | 日野 | 坂田 | 小林 | 依田 | 丹後 | 三上 | 白岩 | 五十嵐 | 茂野 | 佐藤 | 谷合 | 鈴木 | 茂木 | 谷内 | 本間 | 堀 | 堀 |
| 琉生 | 杏奈 | 瑠華 | 梨緒奈 | 一華 | 那奈 | 優里菜 | 夢生 | 拓 | 芽衣 | 愛礼 | 奏輔 | 彩珠 | 瑠依 | 悠真 | 羽空 | 楓華 | 愛花 | 愛花 |

中学生

- ・ゴミすてる あなたの心の ゴミひろう
 - ・へらそうよ 言葉の暴力 いますぐに
 - ・つくり笑い いじめのシグナル みのがすな
 - ・画面より 目と目合わせて 語り合おう
 - ・大事だよ 話して分かる 人との輪
 - ・守ろうよ 防げる命 増やしたい
 - ・文字よりも 直接伝える このきもち
 - ・気付いてる? SOSは すぐそこに
 - ・話してよ 辛さ悲しみ ハンブニコ
- | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 3年 | 3年 | 3年 | 2年 | 2年 | 2年 | 1年 | 1年 | 1年 |
| 梅野 | 田中 | 加藤 | 野村 | 西内 | 加藤 | 布谷 | 土谷 | 白岩 |
| 楓果 | 葉月 | 育 | 咲月 | 隆斗 | 侖美 | 桜 | 南海 | 汰一 |



作文優秀作品

小学生

- ・いじめについての作文 6年 大石なつ美
- ・いじめは悪いこと 6年 福井 葉奈
- ・いじめに対して思うこと 6年 苗代澤瀬斗

中学生

- ・人と人の会話 2年 首藤 優那
- ・大切な人 2年 野上 はな

町で選ばれた優秀作品のうち、3つが北後志入賞作品に選ばれ、中学生標語の部では3年加藤育さんの作品が銅賞を、小学生作文の部では6年大石なつ美さんの作品が佳作を、中学生作文の部では2年首藤優那さんの作品が銅賞を受賞しました。3人は7月26日に仁木町で行われた「北後志住民集会」で表彰されました。

第43回ロードレース大会

- ◆開催日時 平成30年10月8日(月)
- ・受付 午前8時30分から
- ・開会式 午前10時
- ◆スタート場所
- ・古平町B&G海洋センター
- (スポーツレクリエーション広場)
- ◆種目
- ・走るコース2・4・6・10・15km
- (ただし幼児は保護者同伴で2km・小学生は4km・中学生は6kmまで)
- ・歩くコース 2km・4km
- ◆参加料
- ・大人1000円(高校生以下無料)
- ◆お問合せ先・申込先
- ・古平町B&G海洋センター
- (大会事務局)

☎ 0135-42-2300
 FAX 0135-42-2300
 ☎ 0135-42-2590
 FAX 0135-42-3774



昨年の大会の様子

77歳以上の方へ
敬老会を開催します!!

- 開催日時
- 平成30年9月12日(水)
- 午前11時から
- 場所
- 文化会館 太陽ホール
- 対象者
- 数え年で77歳以上の方
- (昭和17年12月31日以前に生まれ
た方)
- ◆お問合せ先
- 役場保健福祉課 高齢者支援係
- (元気プラザ内) ☎ 42-2182



昨年の敬老会の様子



猿田彦の火渡り

7/13~15

琴平神社例大祭

観客にも伝わるその熱気

今年も3日間にわたり琴平神社例大祭が行われました。

初日には豊漁と海の安全の祈願する海上渡御祭が、2・3日目には陸上渡御祭が行われ町内に太鼓や笛が響き渡りました。毎年この時期になると、多くの建物に提灯が飾られ、町外に出た古平出身の人が帰省しています。

最終日は雨が降りスタートが遅れましたが、猿田彦(天狗)が先導し、神輿や山車などが町内を練り歩き、人々を引き寄せました。夜には恒例の火渡りが行われ、観客にも伝わる炎の熱さの中を悠然と渡る猿田彦が見る者を魅了しました。



回転寿司リレーのようす

7/20

幼児センター親子レクリエーション

親子で仲良くリレー競技

古平町B & G海洋センターで幼児センター園児とその保護者での親子レクリエーションが行われました。

藤田所長が「成長した子や親子同士の交流の場です。ケガのないよう気を付けてください」と挨拶し、レクリエーションが始まりました。すしネタを背負った子を親がおんぶして走る「回転寿司リレー」では、2チームに分かれ行われアンカーまで勝敗がわからない白熱した試合となり、とても盛り上がりました。その他、「魚つりリレー」や「スイカ割り」などを行い、交流を深めました。

参加した山内さん親子は「スイカ割りでは子どもと協力できて楽しかったです」と話してくれました。



カヌー体験のようす

7/21

カヌー体験教室

プールで自由にカヌーを操縦

古平町B & G海洋センターのプールでカヌー体験教室などが行われ、小学生14人が参加しました。

体験教室は参加者全員がライフジャケットを着用し行われました。2リットルのペットボトル56本から作ったいかに何秒間立っていられるかを競う「ペットボトルチャレンジ」では、不安定な足元でも5分以上の記録ができました。「カヌー体験」では初めてカヌーに乗る人もすぐに慣れ、楽しんでいました。

参加した小学3年生の三上^{いぶき}夢生くんは「カヌーで転覆したけれど、それを含めて楽しかったです」と話してくれました。

7/24

第39回古平町商工会納涼ビアガーデン 多くの町民がビールや焼き鳥を堪能

古平町商工会が主催する納涼ビアガーデンが文化会館前で行われ、訪れた町民はビール片手に古平の夏を満喫しました。

今年は天候や気温に恵まれ3年振りに屋外での開催となり、かき氷や焼き鳥が飛ぶように売られていました。

ステージ上では子どもが楽しめる〇×ゲームやバンドの生演奏、陽気なゴスペル演奏などが行われ、ビアガーデンの雰囲気盛り上げていました。



ゴスペルを楽しむようす

8/3

コミュニティスクール研修会 未来を創る子どもについて考える

コミュニティスクールについて学ぶ研修会が町教育委員会の主催で行われ、教育関係者ら27人が参加しました。

研修会は文部科学省出身で北海道科学大学の出口寿久教授が「地域とともにある学校づくり」というテーマで約1時間半講演。その後、班にわかれ古平の子どもたちの育て方を考えるグループワークを行いました。出口教授は「子供たちの課題を共有し、みんなで解決に向け考えることで不安のないスタートを切る」と話しました。

参加した川内曜子さんは「新しく子どもたちの未来について考える場が形になりそうで嬉しい」と話してくれました。



グループワークの様子

コミュニティスクールとは

子どもたちを育むために学校と保護者、地域の人々が学校運営などについて話し合う協議会を設置している学校のことで、全国で14.7%にあたる5432の学校が設置をしています（平成30年4月1日現在）。

8/7

幼児センター七夕まつり 願いを込めた短冊の下で

子どもたちに季節の行事を知ってもらうことを目的に幼児センターで七夕まつりが行われ、子どもや保護者など約150人が参加しました。

子どもたちは甚平や浴衣を着て、露天に見立てた各教室をまわりかき氷やフランクフルト、ヨーヨー釣りなどを楽しんでいました。最後には七夕飾りや子どもたちの願いが込められた短冊の下で、音楽に合わせ盆踊りを踊り七夕の雰囲気を味わっていました。

参加した5歳児の茂木颯馬くんは「かき氷がおいしい、とても楽しかった」と話してくれました。



盆踊りを楽しむ子どもたち

住宅土地統計調査を行います

総務省統計局（北海道・古平町）では10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査期間中、統計調査員が調査書類を配布いたします。調査への回答は、インターネットでの回答や紙の調査票での回答をお願いします。
※パソコンはもちろんスマートフォンでの回答もできます。

■調査は次の地域で行います。

- 本陣の一部
- 浜五の一部
- 銀座、旭の一部
- 丸山町の一部

■この調査でわかること

住宅数や空き家数、建物の構造や広さなどがわかります。これを基に政策へ反映させていきます。

■調査員

- 池田三千代さん
- 高見純子さん

◇お問合せ先

役場総務課情報防災係

☎42-2181（内線26）

学校用教科用図書 採択結果の閲覧ができます

平成31年度から使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、北海道第4地区教科書採択教育委員会協議会（小樽市を除く後志管内19町村で構成）で決定しました。
この採択に関する資料を閲覧できますのでお知らせします。

なお、閲覧する際には、閲覧簿に閲覧日、氏名、住所等を記入していただきますのでご了承ください。
また、資料の複写を希望される場合は、有料で写しを交付しますでお申し出ください。

【閲覧期間】
平成30年9月1日から
平成35年3月31日まで

【閲覧時間】
午前9時から午後5時まで
（土・日及び祝日を除く）

【閲覧場所】
古平町教育委員会管理係
（古平町文化会館内）

【閲覧資料】

- ①協議会委員一覧
- ②調査委員一覧
- ③調査研究報告書
- ④採択理由
- ⑤採択結果
- ⑥議事録

ご存知ですか？「障がい者（児）の手当」

◆手当の支給額及び支給月

手当の種類		支給額	支給月
特別児童扶養手当	1級（重度障害）	月額 51,700円	4、8、11月の年3回にわけて支給されます
	2級（中度障害）	月額 34,430円	
特別障害者手当		月額 26,940円	2、5、8、11月の年4回にわけて支給されます
障害児福祉手当		月額 14,650円	

※平成30年4月1日現在

■特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童（満20歳未満）を養育している父母等に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、対象児童が障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

■特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者（満20歳以上）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。

■障害児福祉手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児（満20歳未満）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

〈申請に必要な書類〉

申請に必要な書類は町民課窓口でお渡ししますので、直接窓口へお越し下さい。

◇申請・お問合せ先

役場町民課 社会福祉係

☎42-2181（内線57）

北海道では、ご自宅で生活する障がい者又は障がい児の保護者の経済的負担を軽減するために、次の手当の支給を行っています。
※ただし、国が定める障害程度認定基準に該当する障がいであることが条件です。

国や道などからのお知らせ

各種自衛官を募集します

自衛官候補生・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生・防衛医科大学校看護学科学学生（自衛官コース）等を募集します。自衛官の仕事内容や採用試験に関する事務所説明会、その他各種イベント案内も行っていきます。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル2F
☎0134-22-5521

無料法律相談のご案内

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○日時 9月19日(水)午後1時～

○場所 余市町中央公民館2F

相談時間は1人30分までで、事前予約が必要です。

◇お問合せ先

役場町民課社会福祉係
☎42-2181 (内線56)

9月1日、核燃料税を更新します

■核燃料税とは？

この税金は、北海道が総務大臣の同意を得て、独自に課税している法定外普通税です。道では、昭和63年9月に条例を制定し、核燃料税を創設しました。この税の課税期間は5年間で、平成30年9月1日に第7期課税期間がスタートします。

■納める人

発電用原子炉の設置者（北海道電力株式会社）

■税率

○価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%

○出力割 発電用原子炉の熱出力に対し、課税期間（3か月）ごとに3万7750円/千kw

■税のつかいみち

核燃料税は、原子力発電所周辺地域の住民の安全対策や農業・水産業の振興や道路整備などに使われます。詳しくは道税ホームページで掲載しています。

http://www.prefhokkaido.lg.jp/smf/zim/index.htm

◇お問合せ先

北海道総務部財政局税務課
☎011-231-4111

国民年金のマイナンバー手続き開始

平成30年3月5日から、古平町や年金事務所の窓口では、国民年金の

加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求手続きがマイナンバーを使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行う時は、マイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を古平町又は年金事務所の窓口に表示する必要がありますので、確認できる書類を窓口を持参してください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書等、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

◇お問合せ先

小樽年金事務所
☎0134-65-5002
役場町民課町民生活係
☎42-2181 (内線54)

消費税の軽減税率制度の説明会開催

来月10月に実施される、消費税の税率制度に関する説明会を行います。

○内容

①軽減税率制度（軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など）の概要

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

③軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

○対象者 すべての事業者の方

○日時 9月20日(木)15～16時

○場所 文化会館2階オリオン ※会場の収容に人数には限りがありますが、満員の際には入場できない場合がありますのでご了承ください。

○主催・共催

余市税務署・古平町・古平町商工会

○申込 事前申込が必要です。9月19日(水)17時までに左記へ申込ください。

◇お問合せ先

余市税務署 調査部門
☎0135-25-1001

子どもの人権110番強化週間

法務局では、子どもの人権についての専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しています。いじめや虐待など子どもの人権に関する悩みごとをご相談ください。

また、8月29日(水)から9月4日(火)までは、「全国一斉『子ども人権110番』強化月間」です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土日も対応します。

○受付時間

平日 8時30分～17時15分
8/29～9/4の平日 8時30分～19時
9/1・9/2 10時～17時

◇お問合せ先（通話料無料）

専用相談ダイヤル
☎0120-007-110

古平町150年記念

陸上自衛隊第11音楽隊コンサート

8月4日、古平町150年記念陸上自衛隊第11音楽隊コンサートが古平小学校体育館で行われ、町民や関係者ら約300人が集まりました。



コンサートは2部構成で、第11音楽隊の隊員40人が第1部は吹奏楽のオリジナル作品を中心に、第2部は映画音楽やJ・P・O・Pなど全13曲を演奏。その響き渡る重低音や繊細さや大胆さを表現した音楽が聴衆を魅了していました。

第2部では指揮者体験も行われ、4歳の安田乙葉ちゃんが隊長に抱えられながら指揮を行い、その可愛らしさで開場を和ませてくれました。最後に主催者から音楽隊に花束が贈られた後、アンコールが巻き起こり「アメリカンズ・ウィ」を演奏。演奏後音楽隊に、開場から大きな拍手と声援が送られました。

極の誘ひ 詩人吉田一穂展

「あゝ麗はしい距離」

北海道立文学館では9月22日から11月18日まで吉田一穂の特別展を行います。

詩人吉田一穂(よしだ・いつすい、1898〜1973年、木古内町出身)が生誕して120年。「海の詩人」「孤高の象徴詩人」「日本のマラルメ」と呼ばれ多くの芸術家たちに畏敬された一穂は、少年時代を過ごした古平町を「白鳥古丹」と呼んで、詩的インスピレーションの源泉としました。この展覧会では、詩集『海の聖母』『未来者』『白鳥』などの代表作を、その書画とともに紹介しています。東西文明への深い洞察力と鋭い批評性をたたえ、今なお近代詩の極北に位置付けられる吉田一穂の世界をご堪能ください。

○入館料

- 一般 550(400)円
 - 高大生 250(200)円
 - 中学生以下・65歳以上無料
- ※()内は10人以上以上の団体割引
- ◇お問合せ先

北海道立文学館
☎011-551-1176

9月の休日当番病院

医科

- 9月2日(日) 佐野内科クリニック (☎22-7001)
 - 9月9日(日) 勝田内科皮フ科クリニック (☎22-3843)
 - 9月16日(日) 中島内科 (☎22-3866)
 - 9月17日(月) 勤医協余市診療所 (☎22-2861)
 - 9月23日(日) 森内科胃腸科医院 (☎32-3455)
 - 9月24日(月) 田中内科医院 (☎22-6125)
 - 9月30日(日) 小嶋内科 (☎22-2245)
- ※当番医の診療時間は9時〜17時までです。
- ※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。
- 診療時間 午後6時〜翌日午前7時
- 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科



本の海より

～アイヌ文化に触れる～

今年には北海道命名150年の記念の年です。北海道の名付け親とされる探検家・松浦武四郎は蝦夷地に計6回渡り、探査を行っていきます。その中で武四郎は、アイヌの人々と出会い、アイヌ文化に触れ、その文化や生活を紹介することにも尽力したそうです。

北海道の歴史を振り返る上で重要な存在であるアイヌ文化。文化会館図書室にはこんなアイヌ文化に関連した本があります。

文化会館図書館

●開室日時

月～金曜日

(祝・祭日を除く)

午前10時～午後5時

司書：月曜日午前

水曜日午前

木曜日午後

金曜日午後

●貸出冊数

1人5冊まで

●貸出期間

2週間

▼お問合せ先

町教育委員会

☎42-2590

『アイヌ、いま。』

西浦宏己

アイヌの人々に密着し、生活や文化、抱える問題や思いを著者によるインタビューにより引きだしています。約34年前に書かれたもので、今の状況と異なる点はあるかもしれませんが、かつてアイヌが受けていた差別などについても知ることができます。



『ゴールデン・カムイ』

野田サトル

日露戦争終結直後の北海道を舞台とした金塊をめぐるサバイバルバトル漫画。元陸軍兵の杉本佐一はかつてアイヌが秘蔵していたという金塊を求めて、アイヌの少女・アシリパと行動を共にすることを決めます。アイヌ語や民族衣装などが多く登場し、漫画を楽しみながらアイヌ文化に触れられる作品。マンガ大賞2016や手塚治虫文化賞を受賞しています。



☆文化会館図書室にはアイヌ語ラジオ講座のテキストが置いてあります。こちらもぜひご覧ください。ちなみにアイヌ語で「こんにちは」は「イランカラプテ」というそうですよ。

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

草花の命あふるる土手を行く生きてることの喜び胸に	泉 清三
水無月の水面に集ふカモメ達遊ぶ姿に暫し佇む	金子 寿子
公園 <small>あけぼの</small> に今咲き誇る藤の花微かに揺れて香り流るる	坂本 信子
真向いの丘に昇りし大き月思はず手合はず訳も無きまま	鈴木 時子
裏庭の手入れ届かず花どぎの少なく藤の花房少く淋し	田中 香苗
門別の広々とした農場の柵の馬たち親子寄り添ひ	寺田 カツ子
暑くなりはない命惜しむよに絶え間なく鳴く蝉しぐれかな	小山内 いおり

古平俳句会

泳ぐより潜り上手な浜つ子かな	夏下駄のへりに癖ある勝手口
トンネルを出る度青き夏の海	不揃ひのトマト熟れし白い皿
山の子も海に来ている海開き	彼方より旅を続ける山清水
渡辺 嘉之	仲谷 比呂子
つつましく生きて今年の梅漬ける	
朝まだき日差しに染まる避暑の宿	
現れて一人に余る夏の月	
室谷 弘子	



わんぱく王国で お寺に宿泊体験

8月1・2日の2日間、少年少女わんぱく王国の活動として、宝海寺に泊まる宿泊学習が行われ、小学生など26人が参加しました。初日は流しそうめんや写経、提灯づくりなどのレクレーションなどを、夕食朝食前には仏前で読経する『おつとめ』も体験していました。2日目は使用したお部屋の掃除や雑巾がけリレーが行われました。閉会式で照山大院住職は「何でも当たり前ではなく、たくさんの方がいて経験できるということや感謝することを忘れないでください」と子どもたちに呼びかけました。参加した小学3年生の丹波透真くんは「提灯づくりや温泉にみんなが入ったりしてとても楽しかったです」と話してくれました。



㊤おつとめする子どもたち



㊦提灯づくりを行う様子

ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。今月号は8月に誕生日を迎えた子どもです。



いるまがわわく
入間川 羽玖ちゃん

8月28日生

保護者 亮さん
(浜三) 名津子さん

名津子さんより
音楽が好きな男の子です。

町の人口と世帯数

	人口	前月比
人口	3,089人	(-11)
男	1,458人	(-3)
女	1,631人	(-8)
世帯数	1,741世帯	(-7)
外国人	37人	(-1)
男	2人	(0)
女	35人	(-1)

平成30年7月末日現在
住民基本台帳人口

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
池田 映子さん	86歳	7・19	浜三
中村 ユキさん	96歳	7・22	御崎町
渡邊 静さん	99歳	7・26	旭町
高橋 京子さん	82歳	7・27	港町
小野 哲雄さん	78歳	7・30	旭町
大野 キエさん	81歳	8・6	入船町
小野寺 アイコさん	85歳	8・6	浜三

◎現金
100,000
三浦史洋
(浜町)

◎物品
ピアノカバー
大島敏子
(御崎町)

ご寄付いただき誠に
ありがとうございました(敬称略)